

第4章 整備事業の進捗状況

(1) 整備事業の開始

多賀城跡附寺跡^{つけたりてらあと}の整備事業は、昭和41年から昭和43年にかけて、当時の多賀城町が事業主体となって多賀城廃寺跡の整備を行ったことに始まる。これは、史跡整備事業としては全国で2番目に実施されたもので、奈良国立文化財研究所(当時)の全面的な指導・協力によるものであった。

昭和44年に宮城県多賀城跡調査研究所が設立され、翌年からは多賀城跡調査研究指導委員会(当時)の指導のもと、研究所による整備事業が開始された。その基本方針は、歴史的意義を示す遺構を表示することによって史跡の遺跡博物館化を図るとともに、既存の良好な緑地を保存しつつ、リクリエーションや憩いの場として開放し積極的に活用を図ることとした。また史跡の範囲が広大であるため、一定のまとまりに従って地区を区分し、それを単位として土地公有化と発掘調査の進展状況を考慮しながら段階的に整備を進めることとした。

事業はまず多賀城跡の中核部である政庁跡から実施され、昭和48年までに主要な建物跡と築地塀跡が奈良時代後半の第Ⅱ期の姿で表示された。その後、東門地区、六月坂地区、外郭東南隅地区、外郭南辺築地塀跡西側の順に、以前から礎石や築地塀跡が地表に表れ、重要な遺構の存在が明らかな地区を中心として発掘調査とともに整備が進められた。

昭和51年に策定された保存管理計画(第1次)においては、重要な遺構の存在が予測される地域を「遺構保護整備地区」と定め、公有化・発掘調査の後に積極的に遺構表示を行うとともに、園路・広場・休憩所の整備、民家の修景・山林の維持等を実施していくとしていた。

(2) 整備事業計画の経緯

① 第一期長期基本計画

(「多賀城跡歴史公園基本計画」)

多賀城跡の整備が開始され約10年が経過した昭和53年には、土地公有化や発掘調査の進展と調整を図りつつ、今後の整備事業を効果的・計画的に進

める必要性が認識された。そのために、昭和45年からの整備実績を前期10ヶ年計画と位置づけ、昭和55年以降平成11年までの中期・後期各10ヶ年計画を立案し、多賀城跡附寺跡の将来像を見据えて総合的・長期的な事業の方向性を定めた。以降は、この計画に沿って5ヶ年を単位とする短期計画に基づき整備が進められた。

第一期長期基本計画の全体計画は、政庁跡を中心として城内各所の実務官衙地区^{かんが}の遺構表示を行い、それぞれを復元道路や連絡園路で結ぶとともに、外郭区画施設沿いに周遊路を設けて、多賀城の歴史的意義や立地特性を体感できるよう整備することを目指したものであった。中期10ヶ年計画の中には既に南門の復元が構想されていた。

② 第2次保存管理計画と後期10ヶ年計画

昭和63年に多賀城市により第2次保存管理計画が策定され、保存管理の目標と新たな地区区分、それぞれの保存管理の方針が示された。また整備活用計画については、基本方針と細分地区ごとの整備方針、動線の考え方、施設配置の考え方、緑地・湿地整備の考え方が示された。整備活用に関する方針等を以下に示す。

[整備活用の基本方針]

①多賀城跡は、前記保存管理計画に従って、遺構を十分に保存管理するとともに、市民、県民はもとより広く国民の歴史的環境の体験の場、ならびに史跡の発掘調査・研究への体験学習の場として、積極的に整備活用をはかる。

②そのため、以下のような整備を積極的に推進する。

イ、良好な史跡の保存と自然環境・自然景観の保全をはかるため、既存の森林、湿地等を保全するとともに、樹林地・植生地などの緑地的な整備を行う。

ロ、歴史的環境の体験、史跡の発掘・調査・研究の体験学習の場として、遺構表示、遺構の立体復元などの博物館的な整備を行う。

ハ、市街地に残された貴重な緑地環境を保全するとともに、市民の憩いの場として、園地の広場などの公園的な整備を行う。

二、今後増加するであろう多くの来訪者に対して、必要十分な利便を提供するため、園路、便所、駐車場などの便益サービス施設の整備を行う。

③さらに、多賀城跡における歴史的環境の体験、史跡の調査・発掘・整備の体験学習等の内容を深めるため、多賀城市文化センター及び東北歴史資料館を多賀城跡整備活用に係わるセンター的な施設と位置

づけ、両施設との密接な関係のもとに多賀城跡の整備活用を進めるとともに、あわせて、今後両施設の内容の充実を図っていくものとする。

④上記の方針に従って整備活用が図られる多賀城跡の総体を、屋根のない屋外の博物館とイメージするものとする。

⑤よって、多賀城跡は、遺跡博物館的な場の形成に

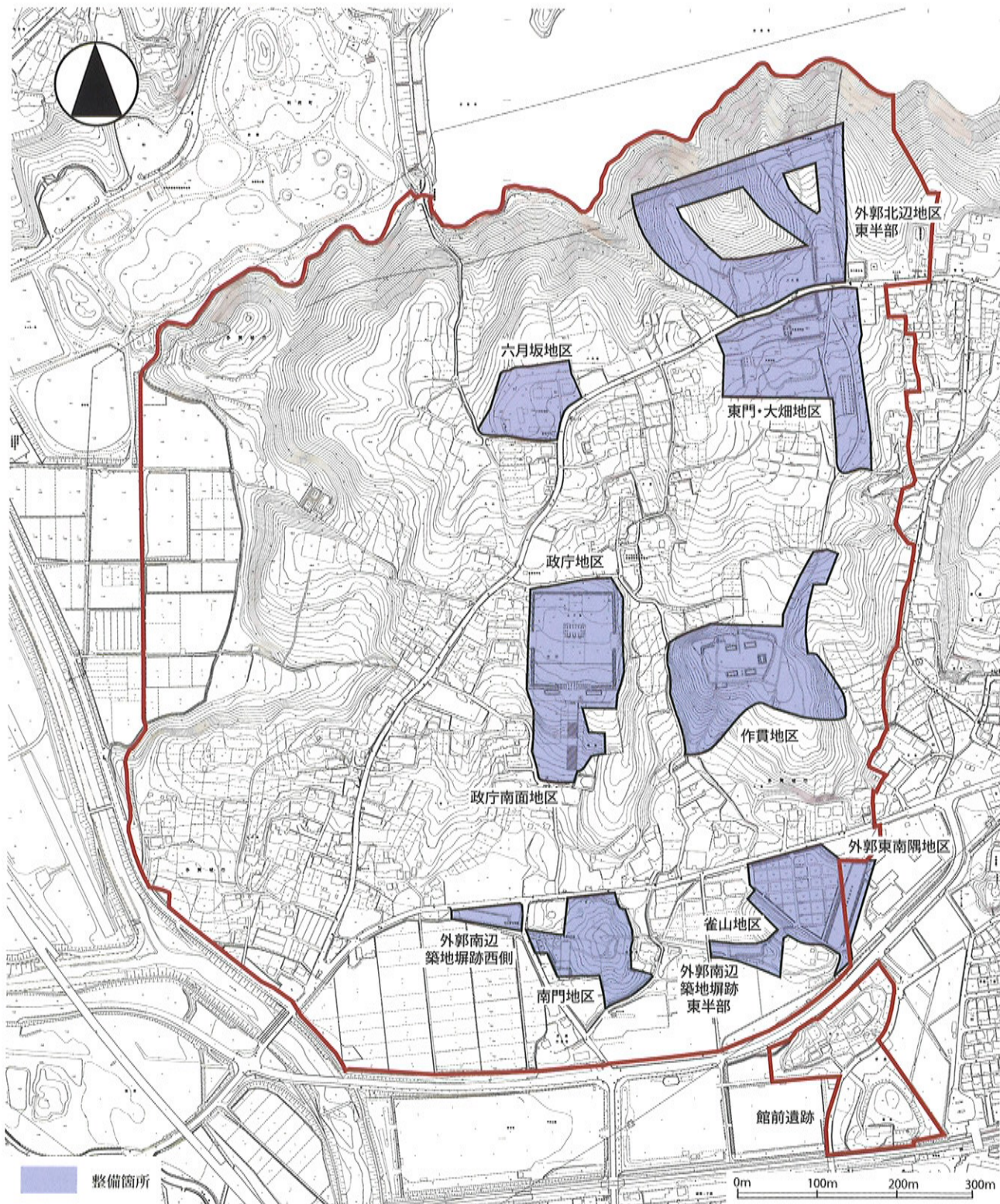


図 23 整備事業実績図

計画	年度	対象地区	主な工事内容	面積(m ²)	事業費(千円)
第1次5ヶ年計画	昭和45	政庁地区(第1期)	南門翼廊跡・東脇殿跡表示工	3,519	10,000
	昭和46	政庁地区(第2期)	正殿跡・築地塀跡表示工	7,256	20,000
	昭和47	政庁地区(第3期)	西脇殿跡・築地塀跡表示工	14,669	25,000
	昭和48	政庁地区(第4期)	北西門跡・築地塀跡表示工	9,415	20,000
	昭和49	外郭東門地区	東門跡・竪穴住居跡表示工		
第2次5ヶ年計画	昭和50	外郭東南隅地区(第1期)	木質遺構保存施設設置工	3,600	20,000
	昭和51	外郭東南隅地区(第2期)	湿地修景工・園路工	6,400	10,000
	昭和52	鴻の池地区(第1期)	南辺築地塀跡表示工	2,000	16,000
	昭和53	鴻の池地区(第2期)	多賀城碑周辺修景工	2,500	16,000
		南門地区(第1期)	南門跡・築地塀跡保護工		
昭和54	南門地区(第2期)	南門周辺丘陵の地形修復工・緑化修景工	5,200	20,000	
第3次5ヶ年計画	昭和55	南門地区(第3期)	園路工・便益施設工・緑化修景工	7,030	30,000
	昭和56	外郭南築地東半部	緑化修景工	2,149	30,000
		園路(資料館・南門)	園路工・便益施設工・緑化修景工		
	昭和57	外郭南門地区東斜面	園路工	31,831	28,000
		作貫地区(第1期)	遺構保護盛土工・緑化修景工		
昭和58	作貫地区(第2期)	建物跡表示工・便益施設工・園路工・緑化修景工	54,400	30,000	
昭和59	作貫地区(第3期)	土塁跡及び空堀跡表示工・便益施設工・園路工	6,750	27,000	
第4次5ヶ年計画	昭和60	作貫地区(第4期)	遺構露出展示工・便益施設工・園路工・緑化修景工	6,400	27,000
	昭和61	政庁南面地区	地形修復工・道路跡復元工・緑化修景工	7,470	27,000
		作貫地区	便益施設工		
	昭和62	雀山地区	緑化修景工	6,130	27,000
		作貫地区北部	園路工・緑化修景工・便益施設工		
		政庁地区	便益施設工・園路工・緑化修景工		
昭和63	雀山地区	便益施設工・園路工・緑化修景工	8,260	27,000	
	作貫地区北部・丘陵南西裾部	便益施設工・園路工・緑化修景工			
平成元	北辺地区南半部	便益施設工・園路工・緑化修景工	6,700	27,112	
第5次5ヶ年計画	平成2	北辺地区北半部(第1期)	便益施設工・園路工・緑化修景工	11,500	30,000
	平成3	北辺地区北半部(第2期)	便益施設工・園路工・緑化修景工	19,000	30,000
	平成4	北辺地区北半部(第3期)	便益施設工	2,900	30,000
		東門・大畑地区東側部(第1期)	地形修復工・園路工・緑化修景工		
	平成5	東門・大畑地区東側部(第2期)	奈良時代東門跡及び孤立柱建物跡表示工・便益施設工	2,500	35,000
	平成6	東門・大畑地区東側部(第3期)	便益施設工	550	35,000
第6次5ヶ年計画	平成7	東門・大畑地区西側北半部(第1期)	道路跡復元工・築地塀跡及び建物跡表示工・便益施設工・緑化修景工	3,120	30,000
	平成8	東門・大畑地区西側北半部(第2期)	地形修復工・道路跡復元工・緑化修景工	14,250	39,000
	平成9	東門・大畑地区西側北半部(第3期)	道路跡表示工・便益施設工	805	51,000
		南門地区	多賀城碑覆屋解体修理工	50	
	平成10	東門・大畑地区西側北半部(第4期)	道路跡表示工・排水施設工・緑化修景工	12,500	35,000
平成11	東門・大畑地区西側北半部(第5期)	建物跡表示工・便益施設工・緑化修景工		31,500	
第7次5ヶ年計画	平成12	柏木遺跡(第1期)	遺構保護造成工・排水工・法面保護工	3,800	14,400
	平成13	柏木遺跡(第2期)	法面保護工・園路階段工・植栽工・排水工		19,700
	平成14	柏木遺跡(第3期)	法面保護工・園路工		9,300
	平成15	柏木遺跡(第4期)	法面保護工・遺構表示工・園路工・植栽工・照明設置工		9,020
	平成16	柏木遺跡(第5期)	園路広場工・雨水排水工・植栽工・照明設置工		8,750
第8次5ヶ年計画	平成17	案内板・標柱整備	案内板標柱設置工・既設導線説明板再整備工	—	15,738
	平成18	外郭北辺東北隅の木道再整備	基盤整備工・園路広場工・自然育成工	39,000	11,000
	平成19	外郭北辺東北隅の木道再整備	施設撤去工・園路広場工・施設設置工・自然育成工	39,000	9,462
	平成20	政庁地区再整備	築地塀撤去工	13,325	8,516
	平成21	政庁地区再整備	築地塀撤去工	13,325	8,500
第9次5ヶ年計画	平成22	政庁地区再整備	追加遺構表示工〈西脇殿跡・西樓跡〉	495	7,989
	平成23	政庁地区再整備	追加遺構表示工〈東脇殿跡・東樓跡〉	495	8,036
	平成24	政庁地区再整備	追加遺構表示工〈後殿跡〉・政庁内表土処理工	460	7,948
	平成25	政庁地区再整備	敷地造成工〈北殿跡〉	750	7,550
	平成26	政庁地区再整備	追加遺構表示工〈北殿跡〉	450	8,515

表4 整備事業実績(多賀城跡調査研究所)

向けて整備活用を推進するものとする。

[敷地利用の基本的な考え方]

A. 遺構整備活用地区

主として博物館的な利用ならびに公園的な利用に供する地区として、広く来訪者に開放していくとともに、遺構展示、園地、広場、サービス、便益施設等の整備を図る。また、多量の来訪者の入り込みによる遺構の損傷を避けるため、必要に応じて遺構保護区域を設定し、保護のための整備を図る。

B. 山林緑地保全地区

主として緑地的な利用に供する地区として、既存緑地の保全に努めるとともに、必要に応じて植林、植生復元等の整備を図る。

C. 湿地環境保全地区

主として緑地的な利用を図る地区として、既存の水田、湿地等の保全に努めるとともに、必要に応じて湿性植物の植栽等の整備を図る。

[地区ごとの整備方針]

①外郭北辺地区

現在の緑地景観を北に隣接する加瀬沼の湖沼景観とともに最大限生かすような修景を図り、北辺築地については土塁状の高まりが明瞭に把握できる程度の処理にとどめ、現状保存を原則とする。

②外郭東門大畑地区

東門、築地、道路、^{かんが}官衛など遺構としての構成要素も多く、政庁地区に次いで遺跡博物館的な整備活用が可能な地区である。実物大復元も含め多賀城当時の歴史学習の場としての形成を目ざす。

③^{さっかん}作賀地区

外郭東辺築地、連絡園路、緑地修景などが未整備地として残っているが、公有化の進展に応じ、また隣接地区の整備計画との関連で方針を定め逐次実施していくものとする。

④政庁地区

遺跡博物館的な整備活用を図るとき、拠点的功能を最も配慮すべき地区である。しかし当面は、外郭南門から政庁への道路遺構の復元、サービス施設の充実を最優先で図り、政庁跡表示部分の改修法については、十分な検討を行い、その方針を定め実施していくものとする。

⑤外郭南門・南辺地区

多賀城跡への最も重要な導入部として、外郭南門の実物大復元、政庁に至る大路の復元などに加え、導入部としてのサービス施設の充実を図る。また湿地域はその大半がすでに公有化しており、良好な湿地環境の保持のため湿性植物園などとしての利用を図る。

⑥南面地区

基本的には、公有化や環境整備は積極的に実施せず、水田としての利用を保持するような対策を講じる。

⑦^{なてまえ}館前地区

多賀城跡と廃寺地区の中間に位置するため、相互に誘導する中継点としての機能も考慮しつつ、建物跡の実物大復元を含めてその整備活用の基本方針を定める。

なお、A2整備活用地区に関する空間単位については次の当計画の見直しの際検討することとする。

翌年の平成元年には、後期10ケ年計画の見直しを行うにあたって、第2次保存管理計画における基本方針を再整理し、旧東北歴史資料館を拠点とした動線計画に基づき、政庁ー南門間のほか多賀城跡の東半分を優先して整備する計画が示された。

平成2年度以降、多賀城跡の整備事業は、第2次保存管理計画および後期10ケ年計画に示された基本方針に基づいて行われてきた。

③ 多賀城跡立体復元整備事業

多賀城市は、第2次保存管理計画の策定後、「史都多賀城」のまちづくりのシンボルとするため、平成2年度に建物の立体復元事業に着手した。復元建物の規模・構造・意匠・基礎工法等の専門的検討を行うため、「多賀城跡建物復元調査検討委員会」を



南門復元イメージ (市教委提供)

設置し、同時に多賀城跡調査研究指導委員会の指導を受けて、5年間にわたるさまざまな検討が行われている。その結果、復元対象は第Ⅱ期の外郭南門と両側の築地塀と決められ、平成7年には実施設計段階まで事業が進められた。しかし、同年まもなく多賀城市が水害に見舞われ、またバブル経済の崩壊により財政状況に大きい変化が生じたため、残念ながら事業は休止されることとなった。

④ 南門－政庁間整備活用計画

多賀城市によって南門の建物立体復元事業が開始されたことを受け、政庁－南門間の整備を県と多賀城市とで総合的に進めていくために、このエリア全体の整備方針を検討した。計画策定にあたっては、平成2年度から設置した「多賀城跡南門－政庁間整備活用専門部会」の指導を得ている。

計画対象範囲は、A1整備活用地区のうち、政庁地区、南門・南辺地区、南面地区とし、これらを遺構展示エリア・オープンスペース・緑化修景エリア・ガイダンスエリア・パーキングエリアに分け、個々に具体的な整備計画を策定した。主要な計画としては、南門とそれに取り付く築地塀の復元、南北大路と政庁南大路の表示、政庁地区の再整備、南門地区

南側へのガイダンス施設と駐車場の設置があった。対象範囲内における動線計画、造成・排水計画も示している。

この計画は平成7年度に多賀城跡調査研究指導委員会において承認を得て、当初は第7次5ヶ年計画（平成12年～16年）での実施を予定していた。

⑤ 第二期長期基本計画

第一期長期基本計画は、遺構表示と緑化修景を合わせて指定地総面積の約60%を整備しようとするものであったが、土地公有化や整備事業費の制約などにより、平成11年の計画設定年までの整備実績面積は当初計画の約3割にとどまった。

そこで第二期長期基本計画では、第一期における実施状況を踏まえ、平成12年度以降における実現の可能性を考慮してさらに30年間の計画を再構築した。整備の全体イメージは第一期長期基本計画を踏襲しているが、基本方針として、①第2次保存管理計画に定められたA1整備活用地区の整備、②周辺整備との整合を図った相互利活用、③整備に関連する諸計画の策定及び実施、の3点があげられた。これには、JR東北本線国府多賀城駅の開業、東北歴史博物館の開館、史跡南隣接地の多賀城市中央公園の整備、史跡南側の城南地区土地区画整理事業の進展など、諸々の社会環境の変化・周辺地域の整備計画に対応する意図が込められている。

整備対象地区としては、特に政庁－南門間を重点地区とし、これに加えて国府多賀城駅からの導入部となる館前遺跡、周辺住民からの整備要望が強い柏木遺跡、基礎的な整備にとどまっている大畑地区を主な対象とすることとしている。

⑥ 第3次保存管理計画

平成23年7月に策定された。整備活用の基本方針は第2次保存管理計画を引き継いでいる。A1整備活用地区内に特に「S重点遺構保存活用地区」を設定し、政庁－南門間を中心とした地区を最優先として、南門の建物復元、政庁南大路と南北大路の表示、ガイダンス施設・駐車場の設置等を実施するというマスタープランを示している。今後の整備計画は、この保存管理計画に示された方針と優先順位を踏まえ、多賀城市と協議・連携しつつ本整備基本計画において設定することとなる。

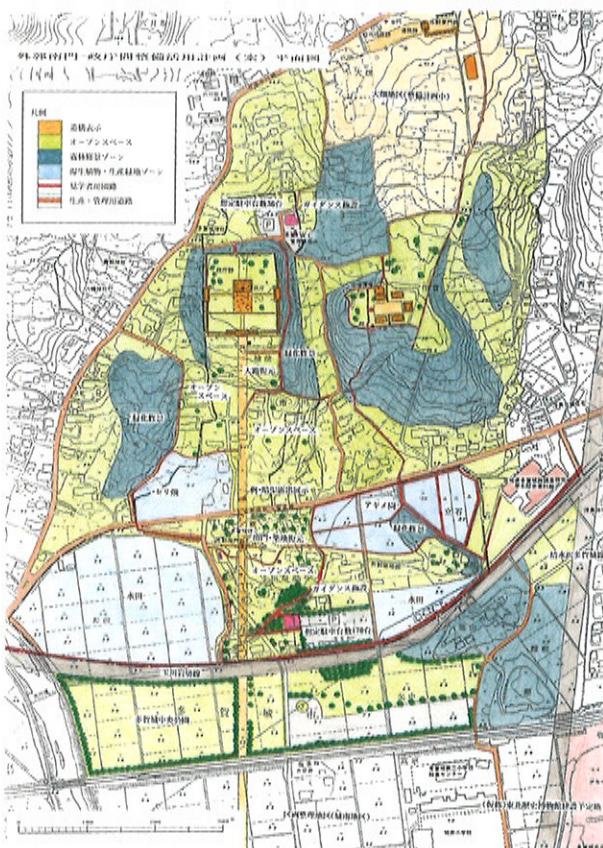


図24 南門－政庁間整備活用計画平面図

具体的な整備事業の実施にあたっては短期計画を策定してきた。これは、対象地区の土地の公有化や発掘調査の進行状況、社会情勢などの諸条件を踏まえて、5ヶ年間の年次計画を立案するものである。対象地区ごとの整備方針を設定し、ゾーニング・動線計画、造成・排水計画、遺構表示計画、緑化修景計画などの基本計画を策定し、順次年度ごとの基本設計、実施設計を行ってきた。また近年では、整備後の年月の経過によって劣化・損傷が進み、管理運営上、緊急の改善が必要となった場所、あるいはその後の発掘調査によって遺構の解釈が変更となった場所について再整備や修繕を行っている。

なお、平成23年3月11日の東日本大震災と4月7日の大地震によって、多賀城跡附寺跡では10地区16カ所が破損等の被害を受けた。震災後の座標値の再測量の結果、地盤はおおむね東南東の方向

へ3.5m程度移動し、標高も30cm程度沈下したことが明らかとなったが、幸いにも個々の被害に甚大なものはなかった。修理は、国宝重要文化財等保存整備補助金の交付を受けて平成25年度までに全てを終了している。

(3) 各地区の整備状況

以下に、地区ごとの整備事業の経過と概要を示す。なお、いずれの整備地区においても説明板・遺構標識・誘導標識、車止め・囲いなどを必要に応じて設置しているが、ここでは遺構表示と修景等を中心に記述する。なお、ここでの地区名は整備当時の名称を用いている。

① 多賀城廃寺跡

昭和41年から昭和43年に当時の多賀城町によって事業が実施された。整備の基本方針は、陸奥国鎮

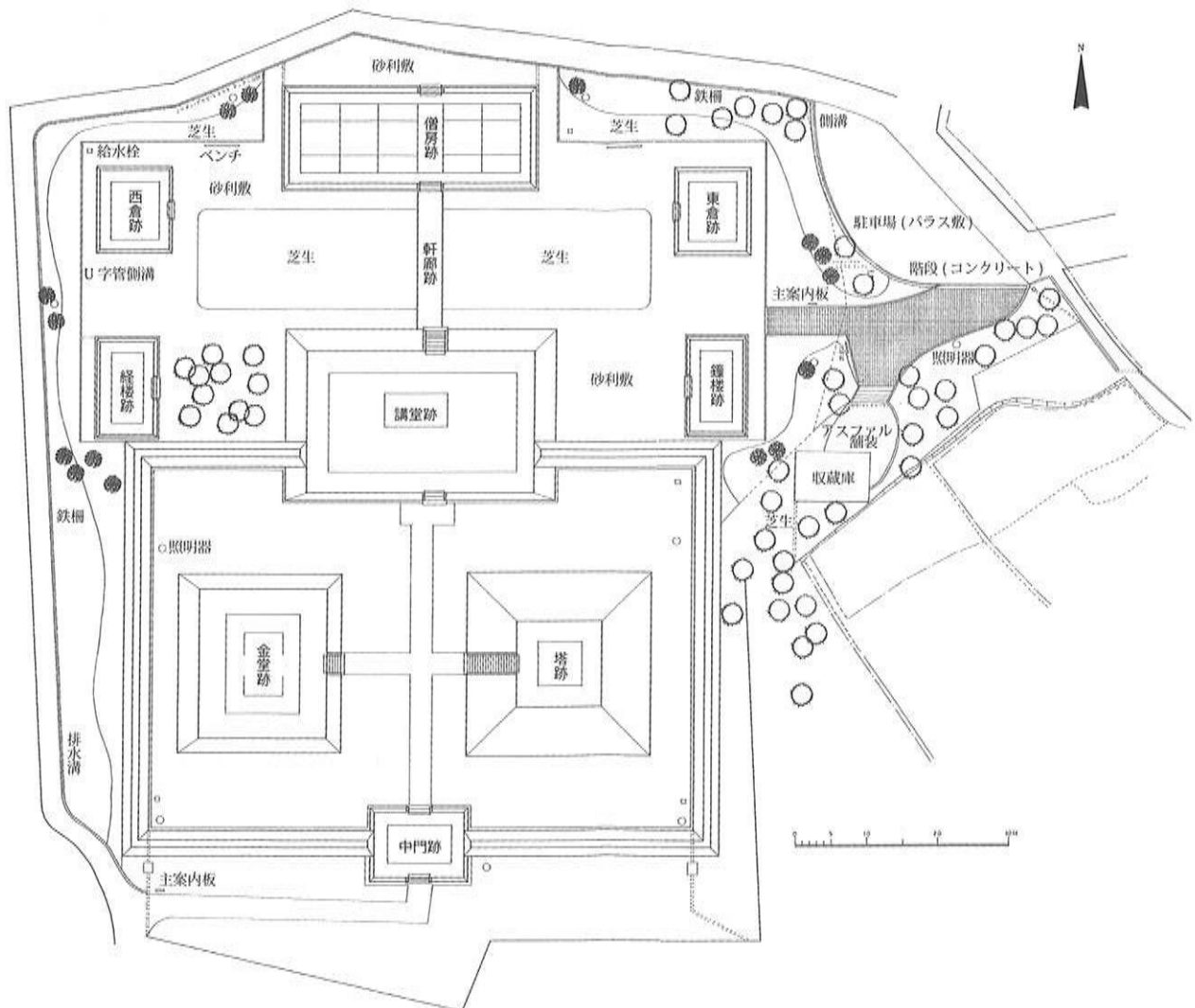


図25 多賀城廃寺跡整備全体図



全景

全景
(東側から)

塔跡の礎石



築地塀表示



東側入口

展示室
・トイレ

護の寺としての建物跡の規模や配置を表示するとともに、緑地環境を造り出すことによって地域社会の人々に休養の場を提供することとされた。

整備範囲は伽藍^{がらん}のほぼ全域とし、築地塀によって囲まれた中門・塔・金堂・講堂、その北側に配置された鐘楼・経楼、東西倉、軒廊・僧房を表示した。

建物跡の表示手法は、基壇を盛土によって保護・造成し、遺存する礎石はそのまま利用（露出展示）した。これは残された実物を見てもらいたいという方針によるものである。礎石の欠失部は新材で補いはせず、切石によって建物範囲を示した。上面は土系舗装とした。また石組の雨落溝を復元し、実際の排水機能を持たせた。築地塀跡は基底幅を調査成果にあわせて盛土整形し、上部に低木（イヌツゲ）を植樹し斜面には張芝をした。

修景面では一部で植栽を行ったが、既存の景観を形成している樹木は遺構を破損する危惧のない範囲で極力残している。

導入口は東側と中門南西側の2ヶ所とし、東側には石畳敷きの導入路を設けた。隣接地には10台程度が利用できる駐車場を設けた。導入路の南側に、展示室とトイレを付設した収蔵庫を建設したが、その後平成16年度に北東側に車イスで利用可能なトイレを加えている。

多賀城廃寺跡の整備地全体は、施工から50年弱が経過したことにより舗装材などに一部劣化はみられるものの、遺跡整備の古典的作品として落ち着いた雰囲気醸成している。ただし、露出した建物跡の礎石は、時期が異なるものも全て表示したため、平面形や規模が分かりにくい状態ではある。

② 政庁地区

<当初の整備>

政庁跡は多賀城跡の中核施設であるため、整備はその保存を考慮し、多賀城跡調査研究所による最初の事業として昭和45年度より4ヶ年に渡って行った。

範囲は、築地塀で囲まれた政庁跡と南面及び北側・東側の斜面とし、表示時期は政庁が荘厳な姿で本格的に拡充された奈良時代の第Ⅱ期を基本とした。

正殿、東西脇殿（現在の理解では東西殿）、南門と東西翼廊等の礎石建物跡を平面表示し、遺存する礎石はそのまま利用して露出展示し、欠失部は新材

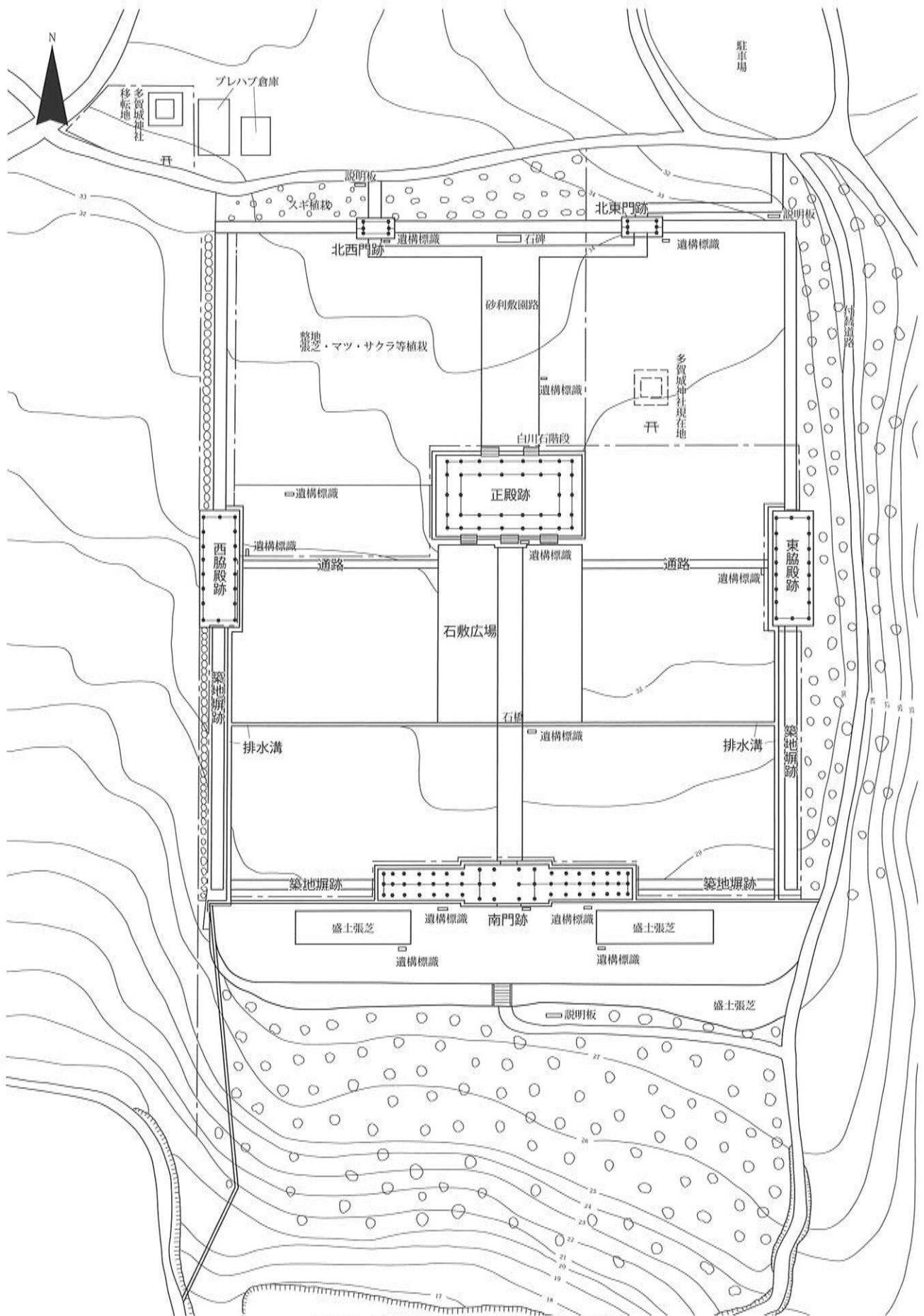


図 26 政庁地区整備全体図 (当初の整備)



全景



正殿と
石敷広場
の表示



南門と
築地塀の表示

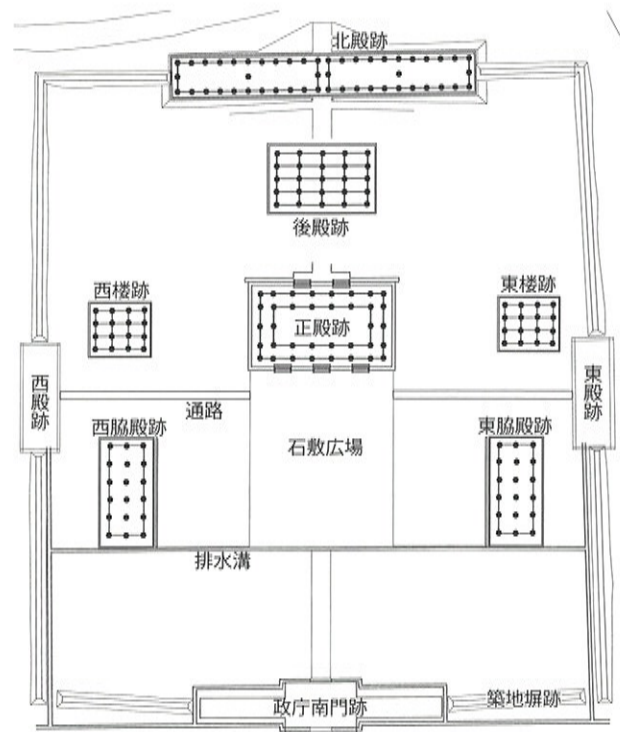


図 27 政庁地区再整備全体図



西脇殿
の表示



正殿と後殿の
表示

で補った。上面はカラーアスファルト舗装し、建物内部と軒廻りを色分けした。東西通路・排水溝・正殿前面の石敷広場は露出展示とし、欠失部は新材で補った。築地塀跡は、ソイルセメントで盛土した後に金網で覆い、表面をリシン吹き付けによって保護した。

周囲にはサクラやアカマツなどを主体に植樹し、石敷広場にあるサクラと北東部にあった多賀城神社の社林は残している。

内部の園路は砂利敷きとし、東辺築地塀跡の内側にあった南北通路は東側に移設して管理用道路兼園路とした。

政庁地区は県による整備として最初の地区であり、建物跡や築地塀跡の表現手法には今日的な観点からは問題がない訳ではないが、多賀城跡の中心部をまず整備し、来訪者が理解しやすい状況を生み出しえたものと言える。

<再整備>

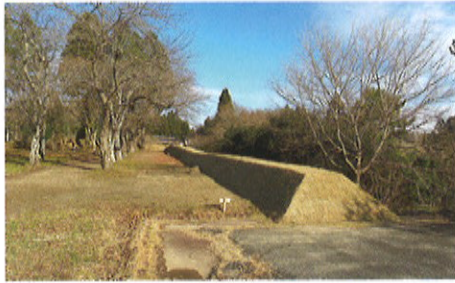
政庁地区では、その後の発掘調査により第Ⅱ期の建物配置に新たな知見が得られ、当初の遺構表示を

修正する必要が生じていた。また既整備箇所の劣化も進んでいたため、平成 20 年度から平成 26 年度に渡って再整備を実施した。

建物跡では、第Ⅱ期に東西の脇殿・東西の楼・後殿・北殿が存在したという発掘成果に基づき、これらの平面表示を追加した。地形・景観を損ねない程度に建物部分を盛土した上で石積みの化粧をもつ基壇を築き、新材の礎石を置いた。上面は政庁内の既表示建物と統一性をもたせるべくカラーアスファルト舗装とした。なお、東日本大震災により、正殿と政庁



築地塀
表示の劣化
(平成 20 年撮影)



築地塀の
再表示

南門・翼楼跡の上面舗装に亀裂が生じたため、これらもあわせて修理した。正殿は修理に先立って再調査を行っている。

築地塀跡は、ソイルセメントの劣化が進み遺構保護と景観保全にとって問題となっていた。再整備ではソイルセメントを除去し、改めて盛土整形し表面には張芝を施した。

園路は既存のものを当初と同様に砂利敷きで修理し、北殿の南北には管理用道路を兼用する園路を設置した。

政庁跡北東部と西辺の外側では、樹木が鬱蒼と繁茂していたため間伐を行い、城内を明るくした。

再整備によって、政庁跡の正しい建物配置を示すことができたが、後殿と北殿においては、遺構保存

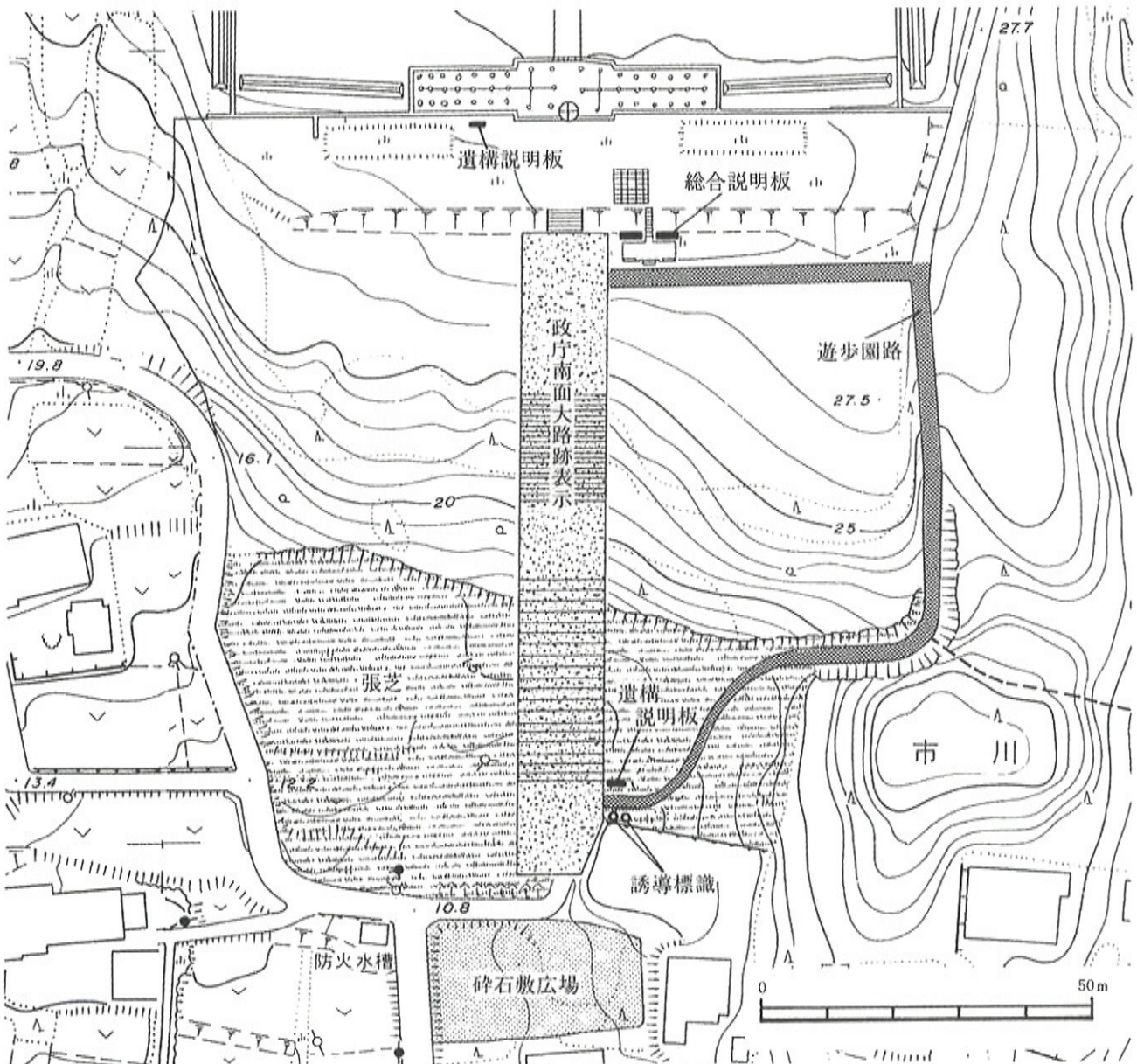


図 28 政庁南面地区整備全体図

のために必須である盛土のために、正殿との高さの関係に多少の違和感が生じざるを得なかった。

③ 政庁南面地区

当地区に存在する政庁南大路は、多賀城の正門と中枢部とを繋ぐ重要な遺跡構成要素として、また連絡園路の中核として整備上特に重要な位置を占めている。事業は昭和61年度に実施した。

政庁南大路の表示時期は第Ⅱ期とし、政庁南門から約100m分を復元表示した。南半部では、かつての宅地等による造成の段差を解消するために、最大で3m程度の盛土を行ってなだらかな斜面を造成した。道路の幅員は12m、路面は土系舗装とし、縦断勾配が大きい場所では第Ⅲ期と同様な玉石縁の



政庁南大路
の復元表示



広場と説明板



遊歩園路



路面舗装の
劣化
(平成26年撮影)

階段を推定復元した。路肩には石列を設置した。

遊歩園路を道路南端から東側を回って政庁に登る既存の通路を利用して整備した。

政庁南門の南東に設置した模型の南には、稲井石(粘板岩)敷きの広場を造り、史跡・地区説明板とベンチを設けた。

地形修復のために造成した場所には張芝を行い、斜面の北東・北西部は既存樹木の間伐を行って修景した。

政庁跡の整備後も南側は長い間旧状のままであったが、以上の整備により政庁南門跡に向かう景観を創出することができ、動線も明確にすることができた。ただし、復元表示した道路には、雨水の流れと冬期間の凍結により路面の土系舗装等に劣化が生じている。

④ 南門地区

当地区の小丘陵上には、整備前から東西方向に築地塀跡の高まりが比較的良好に遺存していた。また、それと政庁中軸線が交わる場所には南門跡が確認されていた。南門跡の北東には多賀城碑が覆屋に守られて立っている。一方、南門跡の南側は土取りのために広い範囲に渡って大きく削平されていた。

昭和53・57年度に、南門と築地塀跡の保護・整形と多賀城碑周辺の修景整備を行った。多賀城碑の南側斜面では樹間に繁茂する灌木の伐採・伐根を行った。また、高木に影響がない程度の覆土によって斜面を整形したのち、盛土の流出を防ぐために地



多賀城碑と
南側の園路



碑東側の階段
と修景

西側にあるかつての住宅造成地にトイレ・水飲み場・ベンチ・照明灯を設置し、これらと南北大路を繋ぐ園路を設けた。トイレ南側の既存造成地には、本格的な整備までの処置として普通車数台が駐車できる広場を敷設した。休憩施設として、丘陵の最も高い位置に四阿^{あずまや}を設置した。

地形修復を行った場所では、地被植物を植栽し地表面の保護と修景を図った。また緑陰形成のためにヤマザクラ・モミジ等の高木を配植するとともに、丘陵頂部近くでは藪の除去の後、既存のマツ林を残した。さらに、連絡園路の東西入口付近には、万葉植物や低木を植栽して導入部の修景を図った。

整備では、南門の表現をなしえなかったとはいえ、多賀城跡への主な導入口としての整備を一歩進めることができた。ただし、南北大路の路幅は現在の理解とは異なっている。多賀城碑周辺では、歌枕「壺碑」としての景観も向上させることができた。

<多賀城碑覆屋の解体修理>

現在の覆屋は明治8年の建造と見られ、これまで数回の修理が行われているが、経年劣化が進んでいた。解体修理は平成9年度に実施した。覆屋は指定を受けてはいないが、保存施設としてはもとより、景観の一要素としても重要な役割を担っているため、修理は重要文化財建造物に準じる手法で行った。解体調査によって当初の形式・技法、後世の修理内容を確認した後、極力当初材を用いて従来通りに組み立てている。



修理前の覆屋



修理後の覆屋

⑤ 外郭南辺築地塀跡西側

南門跡の西方の湿地域には外郭南辺築地塀跡が存在する。昭和52・53年に、築地塀跡と櫓跡^{やぐら}、及びそれに伴う盛土地業を整備した。

盛土地業は、築地塀跡に沿って幅約18mを最大約1.4mの厚さに盛土整形して復元し、張芝を行った。築地塀跡は、位置と規模を理解できるように、基底部沿いに切石を積み、イヌツゲを2列に列植して表現し、断面を台形状に刈り込んだ。築地塀跡の南側に張り出した櫓跡では、石積み基壇を造成し上面を土系舗装した。基壇に対応する築地塀内側の柱穴は、スギ丸太材を防腐処理し地表に50cm露出させた。

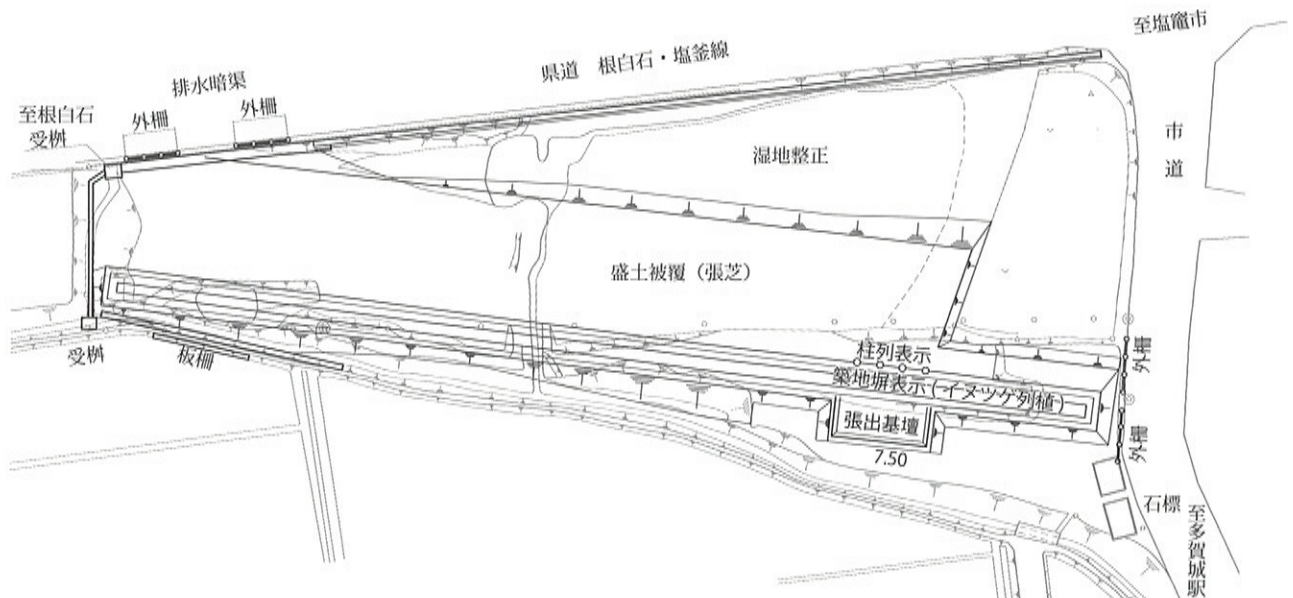


図30 外郭南辺築地塀跡西側整備全体図

見学用の入口を県道（旧）に面して設け、地区名標識・階段・車止め・フェンスを設置した。

樹木の列植による築地堀跡の表現は、地表に高まりが残っていない場所において、位置と規模を立体的に示すための一つの方法として採用したものである。これは築地堀とは質感が全く異なるものではあるが、遮蔽施設の造園的な表現として一定の効果をもたらしていると言える。



整備地全景



橋跡の
石積み基壇

⑥ 外郭東南隅地区

外郭東辺南端の湿地域には、材木堀と木材を利用した基礎地業等が遺存している。整備以前には、生活排水の流入や地下水位の低下による腐朽が危惧されていた。また、耕作の停止によってヨシ・ガマ等の湿地雑草が繁茂し景観上の問題も生じていた。

整備事業は昭和 50・51 年度に行った。事前に木質遺構の保存活用法を種々検討したが、当時は前例もなく適切な方策が見つからなかったため、遺構保存を第一義として湿地環境を維持するための整備を行うこととした。

木質遺構の場所が貯水部となるよう両側に土手状の盛土を行った。内側には湧水枩を配し、上水道から導水できる配管も敷設した。整備後、地下水位の観測を継続したが、数年間変動がないことが確かめられたため現在は実施していない。その後は、あやめ園の開設により湿地環境が維持されている。

地区の西側にある雀山の縁に沿って園路を新設した。東北歴史資料館（当時）と南門地区を繋ぐ連絡園路の一部とするものである。園路沿いにはヤマザクラ・ハンノキ・ドウダンツツジ・ミヤギノハギ等

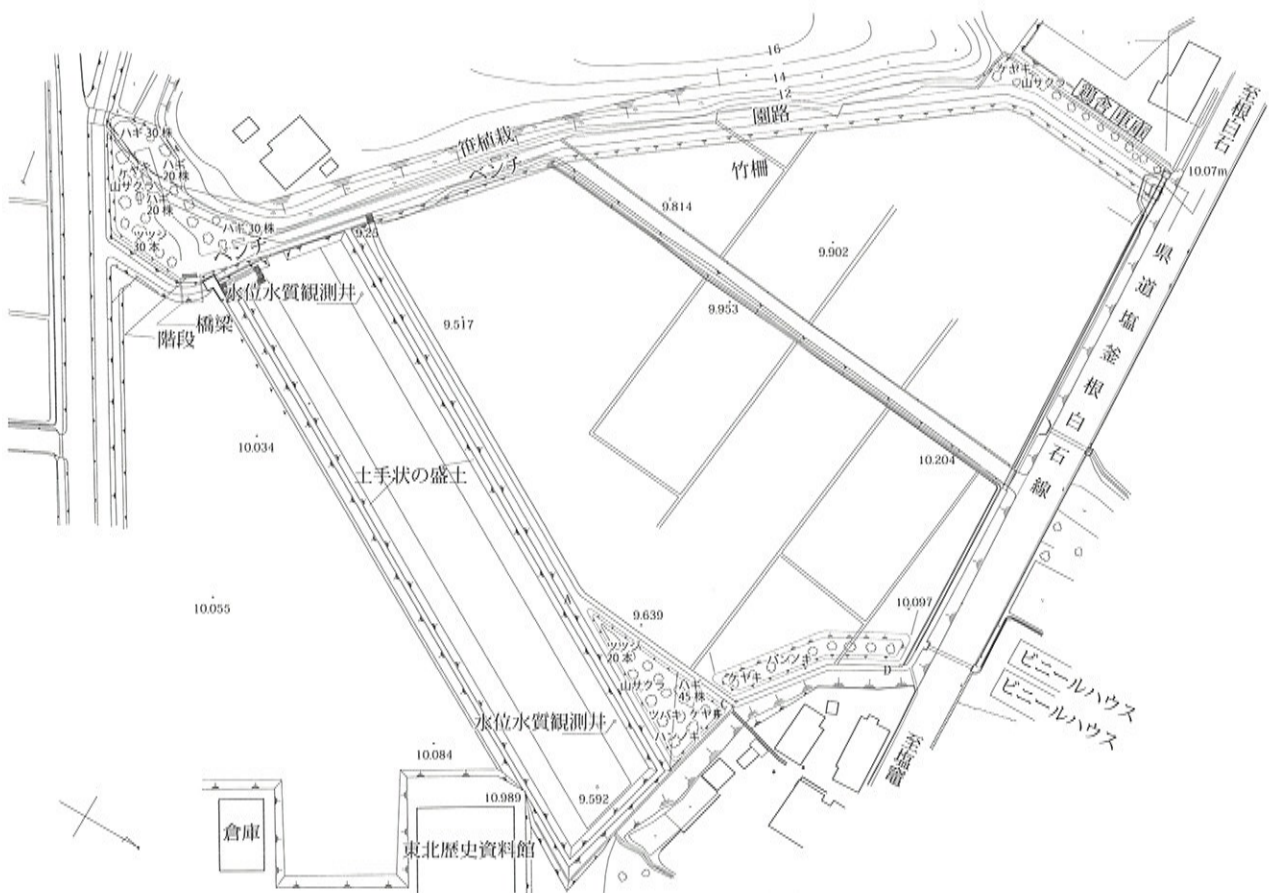


図 31 外郭東南隅地区整備全体図

の高木・低木を配植した。

整備は湿地環境の維持を目的として実施したもので、あやめ園の運営と相まって地下水位は維持されていると言えるが、木質遺構に沿った土手状の盛土が、一見遺構表現のように見えることが問題点として残った。



土手状の盛土
と園路



西側の園路



あやめ園

⑦ 外郭南辺築地堀跡東半部

この区域における築地堀跡の遺存状況は特に良好である。整備の目的は、この築地堀跡を保護するとともに整形し、またそれを園路から観察できるようにすることとした。実施年度は昭和56年度である。

築地堀跡は復元的表示とせず、保護のための覆土を行い地被植物を植栽して修景した。築地堀下の盛土地業（幅約18m・厚さ約1.5m）は高まりとして地表に現れてはいないが、若干の盛土を行って芝を張り、その位置と規模を示した。

園路を築地堀跡に平行して設置し、西側で南門地区東斜面の園路と連結した。東側は雀山^{すずめやま}を経由して外郭東南隅地区の園路と繋いだ。総延長は170m



南辺築地堀跡
(平成26年撮影)



連絡園路
(平成26年撮影)

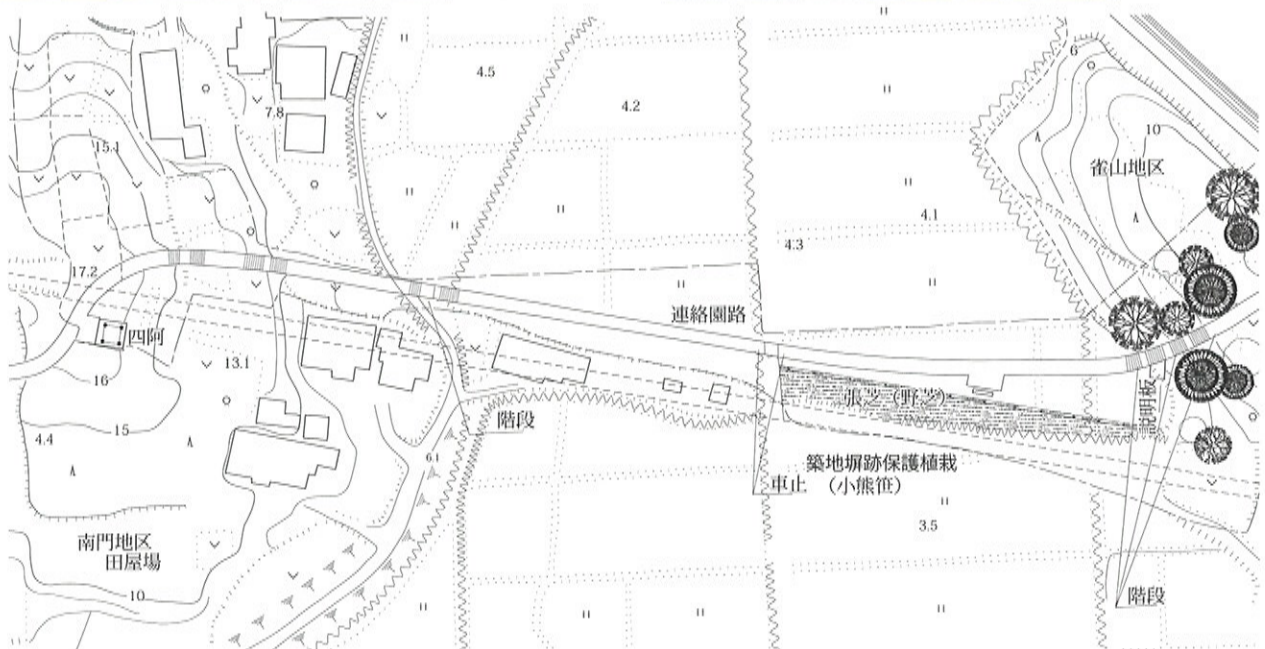


図32 外郭南辺築地堀跡東半部整備全体図

となる。路面はカラーアスファルト舗装とした。

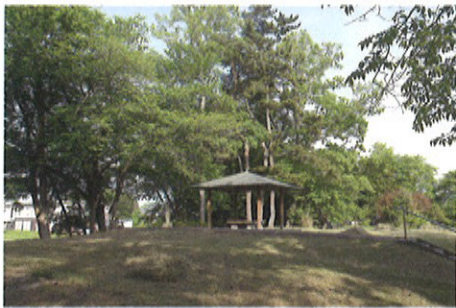
築地堀跡は、長い年月を経て残されてきた雰囲気
を伝えるものとなったが、整備範囲が限られたため、
南辺に構築された築地堀の長大さを示すためには、
今後さらに整備範囲を西側に広げる必要がある。また、
その際には高まりの少ない部分を盛土整形し、
より顕在化させることも必要となろう。

⑧ 雀山地区

昭和 61・62 年度に整備を行った。

南側は畑地として利用されているが、それ以外には
コナラ等の良好な雑木林が存在するため、小丘陵
全体を園地化することを目的に雑木林の修景を行っ
た。また、既存の園路脇の丘陵頂部に、周囲を展望
しながら休息できる四阿を設置した。

整備地ではその後の管理が行き届き、狭いながら
も落ち着いた里山的な景観が生み出され、ゆっくり
と散策を楽しむ人がしばしば見られる。



四阿
(平成 27 年撮影)

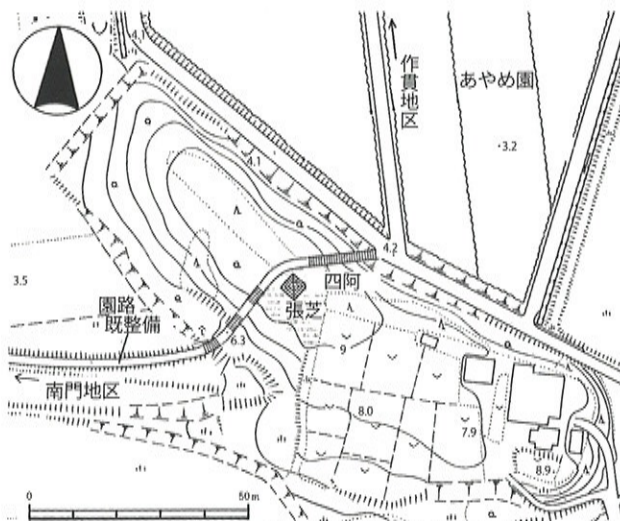


図 33 雀山地区整備全体図

⑨ 作貫地区

実務行政を担った重要な官衙として、多賀城の機能
を表現するための重要な地区と位置付けている。
整備事業は、昭和 57 年度から 63 年度にかけて実
施した。

整備にあたっては、まず遺構保存のため全面に厚
さ 0.5m の盛土を行った。

古代の遺構の表現時期は、建物群がコの字形に配
置された第Ⅲ・Ⅳ期とし、^{しゅや}主屋と^{そまや}副屋 4 棟の掘立
柱建物跡を平面表示した。柱の高さは 0.3m とし、
^{がわぼしら}側柱間を切石で連結して建物範囲を示した。内部
は地表面より 0.1m 上げてアスファルト舗装した。
軒下部分も土系舗装して建物実際のボリューム感
を示そうとしたが、長い年月の間にその境界が不明
瞭となってきた。しかし、柱表示に用いた木材は、
整備後 30 年を経過しているが劣化は軽微である。
その理由を検討し今後の整備に役立てたい。建
物群で囲まれた空間は、広場として認識できるよう
土系の舗装を行った。

平坦面の縁辺には中世の土塁と空堀が巡っている。
これらの内、内側から 2 条目の土塁までを表示し、
それより外については現状維持とした。最も内
側の空堀では、規模と立体感を実感できるよう、北
側からの導入路と交差する場所で露出展示を行っ
た。検出された遺構表面に樹脂を十分に浸透させて
固化した上での展示であったが、地下から浸透する
水分が凍結融解を繰り返すことによる風化のため、
現在は劣化がかなり進行している。空堀の覆屋は半
開放式とし、景観的に突出しないよう木造切妻の和
風建築とした。2 条目の土塁は台形に盛土整形し、
上面にアセビを植栽し立体感を高めた。古代の建物
跡と重複する部分では、建物の表示を優先している。

大畑地区及び外郭東南隅地区とをつなぐ連絡園路
を整備した。これにより、東北歴史資料館を拠点と
して多賀城跡の東半部を周遊して見学することが可
能となり、史跡の立地・規模及び地区ごとの特性な
どが理解できるようになった。域内では、建物群の
中央を縦断する石敷き園路と、西斜面のスギ林中を
散策できる遊歩園路を設置した。園路の途中に政庁
跡を紹介する説明板を設置したが、スギの成長によ
り政庁への眺望がきかなくなっている。南側園路沿
いには四阿を設け、大畑地区から南に延びてくる連
絡園路の南端には休息展望所を設けた。

整備地を取り囲む丘陵斜面のスギ植林は、長らく
放置され景観的に好ましくない状態であったため、
間伐、風倒木の撤去等を行い修景を図った。

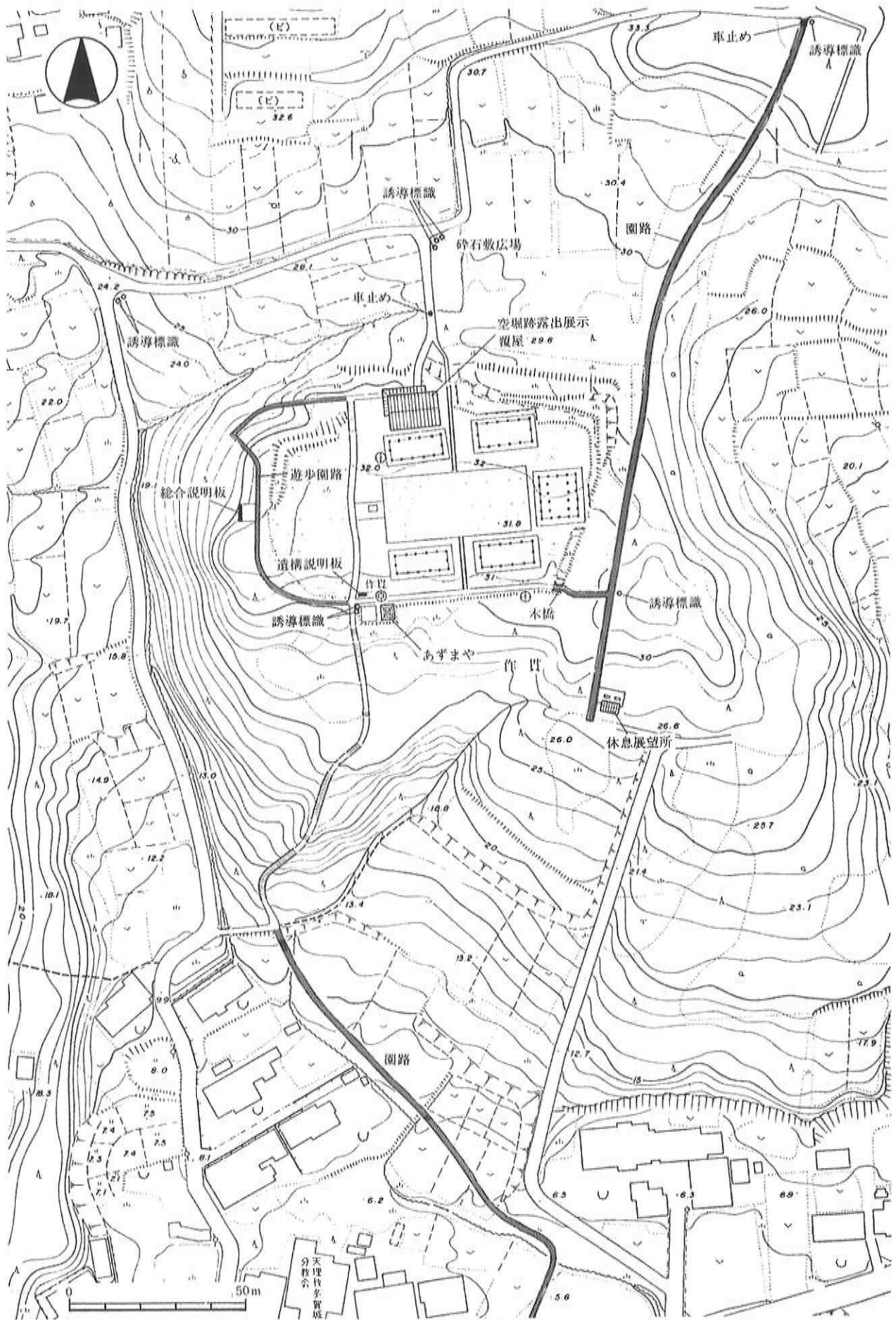


図 34 作買地区整備全体図



整備地全景



掘立柱建物の表示



北西部に残る土塁の高まり
(平成26年撮影)



土塁の表示
(平成26年撮影)



空堀の露出展示



空堀露出展示の劣化
(平成26年撮影)



覆屋



外郭東南隅に向かう連絡園路



南側園路沿いの四阿



空堀跡にかけた橋



休息展望所
(平成26年撮影)



大畑地区への連絡園路

整備地は周囲を樹木に囲まれコンパクトにまとまりをもっているが、一方で周囲からは内部が見えにくく閉鎖的な感も生じている。

⑩ 東門・大畑地区

<当初の整備>

平安時代の東門跡と築地塀跡、東西道路跡、門の西方にある竪穴住居跡群の位置と規模を表現した。事業は政庁地区に続いて昭和48年に実施した。

平安時代の東門跡は礎石式の第IV期を表示時期とし、手法は政庁地区の建物群と同様とした。築地塀跡は保護のために若干の盛土をし、地被植物を植栽した。竪穴住居跡は床面範囲を土系舗装し赤煉瓦で目地切りした。東西道路は幅を約18mとし、盛土ののち路面を砂利敷きとした。約130mを表示し園路と兼用した。



全景

平安時代
東門の表示

図35 東門・大畑地区整備全体図(当初の整備)

<追加整備>

発掘調査の進展を受けて、平成4年度から平成11年度にかけて追加整備を行った。

大畑地区は城内最大の実務官衙であり、東方の国府津からの入口でもあった。また、現在は塩竈方面からの来訪者の導入口となっている。整備は、公有化された土地の制約のため、将来の本格的な整備までの暫定的なものとして位置づけた。

東門と外郭東辺は平安時代に場所を移しているた



全景

め、平安時代の東辺（南北に走る農道）より東側を奈良時代、西側を平安時代の遺構表示ゾーンとした。

・奈良時代ゾーン

第Ⅱ期の東門跡・築地塀跡・掘立柱建物跡を表示した。

東門は河原石で化粧した基壇を造成し、砂岩の礎石を置いて上面を土系舗装した。柱と壁の高さは約60cmとし立体的に表示した。門扉の取りつく柱にはそのための部材も表現し、門をイメージしやすくした。柱は赤色に着色し、壁は白壁を表現した。瓦敷の石組溝には、出土した瓦を模して製作した瓦を使用した。

築地塀跡は、門に取り付く北側5m程を盛土して整形し寄柱・貝形を表現した。南側では高まりがほとんど見られないため、周囲を修景した後にドウダンツツジとボケを列植して位置を示したが、現在では樹木の繁茂のため分かりにくくなっている。

門に接続する城内道路跡を、西側の農道までの間で表示した。路幅は9.6mとし、路面は土系舗装した。側溝は北側でしか確認されていないが、門の中軸線で折り返した位置に南側溝も想定復元した。



第Ⅱ期
東門の表示



石組溝の表示



第Ⅱ期
道路復元表示

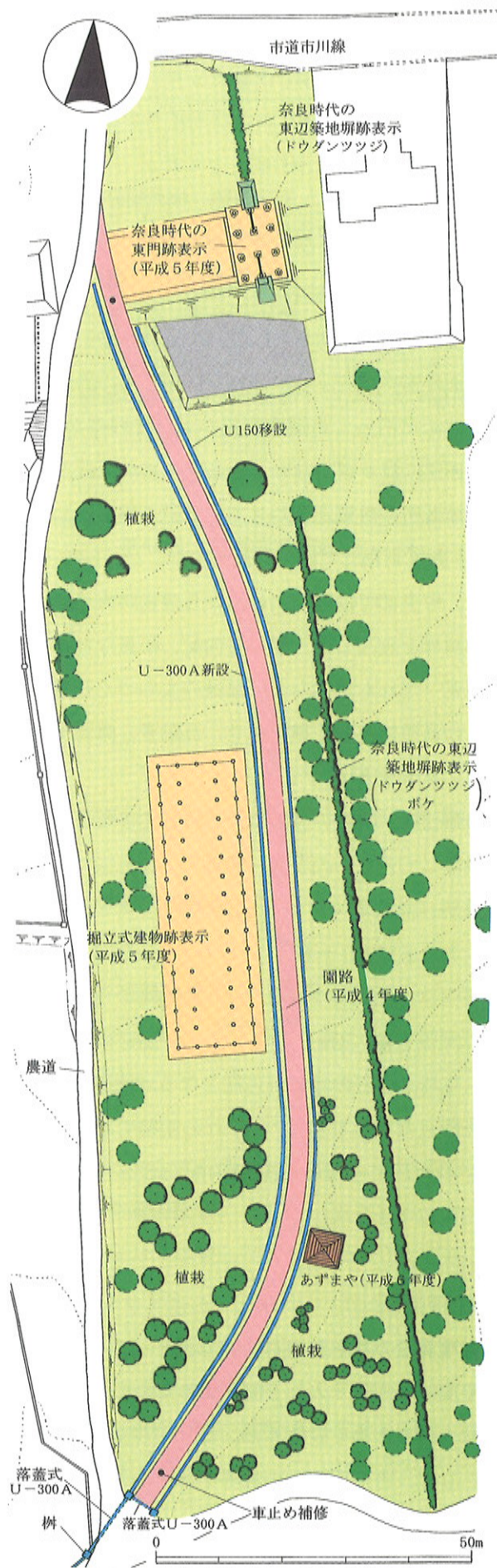


図36 奈良時代ゾーン追加整備全体図

東門跡のすぐ南側は、平安時代の城外道路の位置にあたる。奈良時代の遺構表示ゾーンではあるが、東門跡とレベル差が大きいと視覚的に識別が可能と考え、平安時代の道路跡を表示した。路面幅は約12mとし砕石敷舗装とした。

東門の南約80mに長大な掘立柱南北棟建物跡を表示した。遺構保存と地形修復のための盛土を0.3m～1m程度行っている。表示方法は東門と同様に立体的なものとし、身舎と^{もやひやし}廂で柱の直径と高さを変えて、空間イメージを感じとれるよう工夫した。建物内は地盤面より0.1m上げ、軒廻りとともに土系舗装した。

南北の農道は平安時代の築地塀跡の上にあり、将来的にこの表示を行う予定であるが、それに備えて東側に連絡園路を設置した。管理用道路兼用とし、

幅員は3mとっている。路面は農道と識別できるようカラーアスファルト舗装とした。

南北棟建物跡の北側と南側に緑陰形成と鑑賞のための植樹を行った。北側では東門跡から建物表示が見通せるようにウツギ等の低木を中心とし、独立的にイロハモミジ・ハルニレの高木をまじえた。南側では、園路西側を春の花が楽しめる各種のサクラとし、東側はイロハモミジ・ヤマボウシ・キンモクセイ等紅葉と花の芳香を楽しめる樹種として変化を付けた。しかし、生息環境があわず枯死したものもある。

便益施設としてトイレと四阿等を設置した。トイレの設置場所は陸奥総社宮の西側である。車イス利用が可能な配慮をしてある。また案内板を併設し、利用客の多賀城跡への誘導を図っている。四阿は新設園路の東脇に設置した。南北棟建物跡や南側のオープンスペースを一望できる位置にある。

・平安時代ゾーン

表示時期を第Ⅲ期とし、築地塀跡と^{やぐらどだん}櫓土壇跡、東西道路跡、官衙北門跡とそれに続く道路跡、官衙建物群跡を表示した。

全域において遺構面の保護と地形修復のために0.7m程の盛土を行い、オープンスペースとなる区域には土砂の流出を防ぐため張芝を行った。

東門北側の築地塀跡を盛土整形して高まりを顕在化させた。高さを道路面より約1.3mとし、法面にはコグマザサを植えつけ他の芝地との違いを表現し



南北棟
掘立柱建物の
表示と園路



園路沿いの
植栽修景
(平成26年撮影)



トイレ



東辺築地塀
盛土整形



園路沿いの
四阿



土壇の表示

た。築地塀が北に曲がる角に存在した櫓跡は、土壇のみを盛土によって表示した。

城内の東西道路は、幅員を約 16.5m とし長さ約 80m を復元的に表示した。路面は調査成果に準拠して玉石張りとし、側溝は土系舗装に使用する材料を用いて素掘り溝を表現した。これは実際の排水溝を兼ねている。

東門跡の西約 50m にある掘立式の北門跡では、造園的な手法により立体的表示を試みた。柱を床面から 1m の高さに立て、これを高さ 0.5m のコンクリート板 2 枚で挟んで壁を表現し、上面にリュウノヒゲを植えた。外面は土壁を模して塗装している。門の床面は黄褐色系の樹脂舗装とした。しかし、整備後 10 年程度を経た頃から柱材の根元に腐朽が



東西道路の復元表示



官衙北門表示
(平成 23 年撮影)

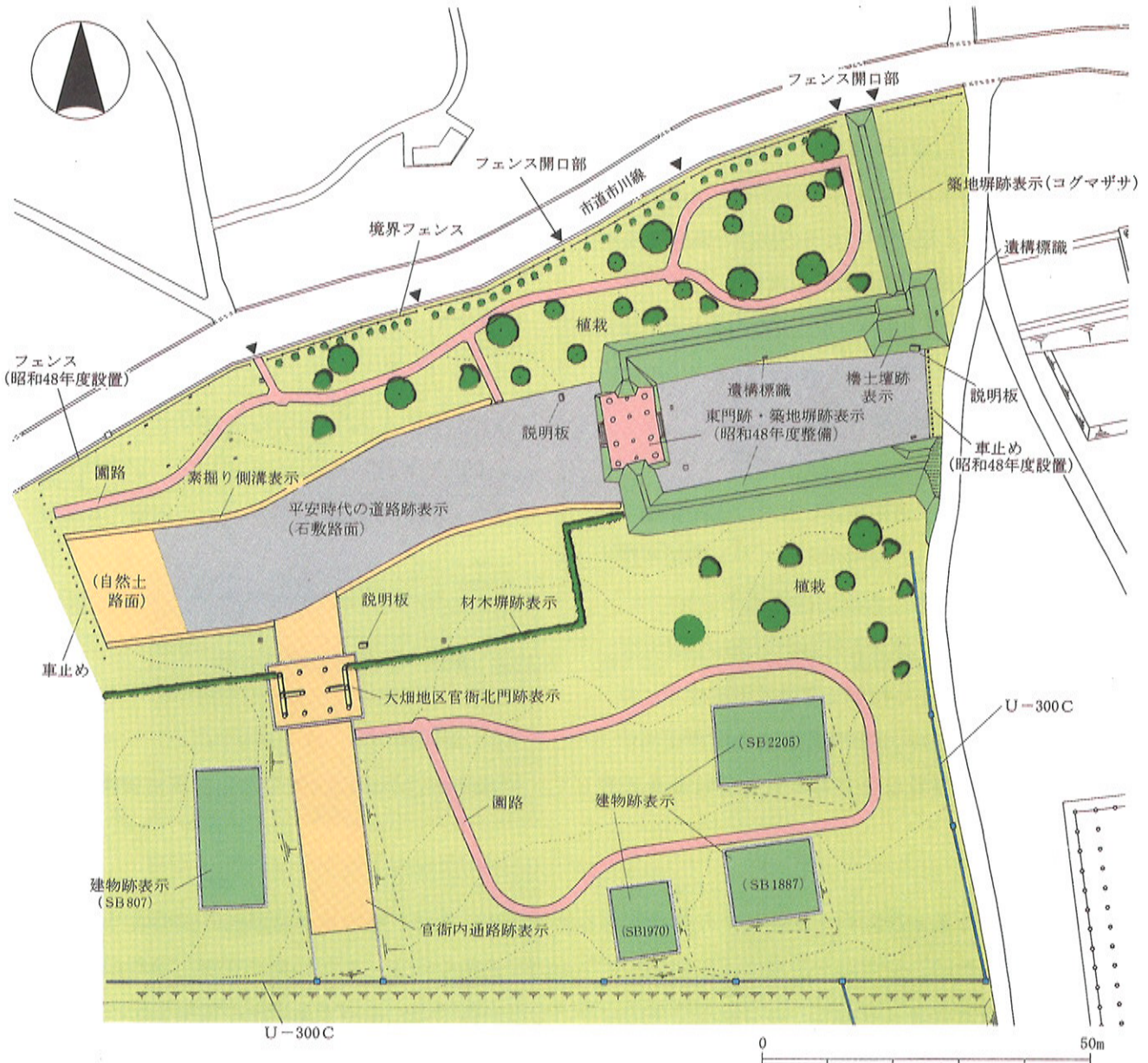


図 37 平安時代ゾーン追加整備全体図

東西道路跡は幅9mとし、長さ約130mを表示し砂利敷とした。南側の路側にはマサキを垣根状に植え、北側には、手前にサザンカ等の低木を、後方には整備範囲を区切るようにアカマツを植栽した。また、整備地の南と東の縁辺にも、サクラ・シラカバを植えて緑地環境を整えた。

遊歩園路として市道市川線と東西道路跡を繋ぐ砂利敷き路を設置した。



建物の
重複状況表示
(平成27年撮影)



東西道路の
復元表示

⑫ 外郭北辺地区東半部

地表に高まりが残る築地塀跡の保護と、周囲の緑地の修景を目的として、平成元年度から4年度に実施した。

築地塀跡では、遺構の上に生えた樹木の間伐、除草・伐根の後に覆土を行ったが、その後築地塀跡にかかる樹木の成長が著しく、遺構保護のためにはより多くの伐採が必要であったと考えられる。

園路を築地塀跡に沿って設置し、その立地や規模を観察できるようにした。築地塀跡と交差する部分では、これを跨ぐためのオーバーデッキを設置した。急斜面にある北辺沿いには木道を設置した。これらは、原則として地形にあわせて基礎を地上に打設したもので、樹木が林立する周囲の景観に調和するものと考えた。尾根の頂部や園路の途中には広場を設



築地塀沿いの
園路
(平成23年撮影)

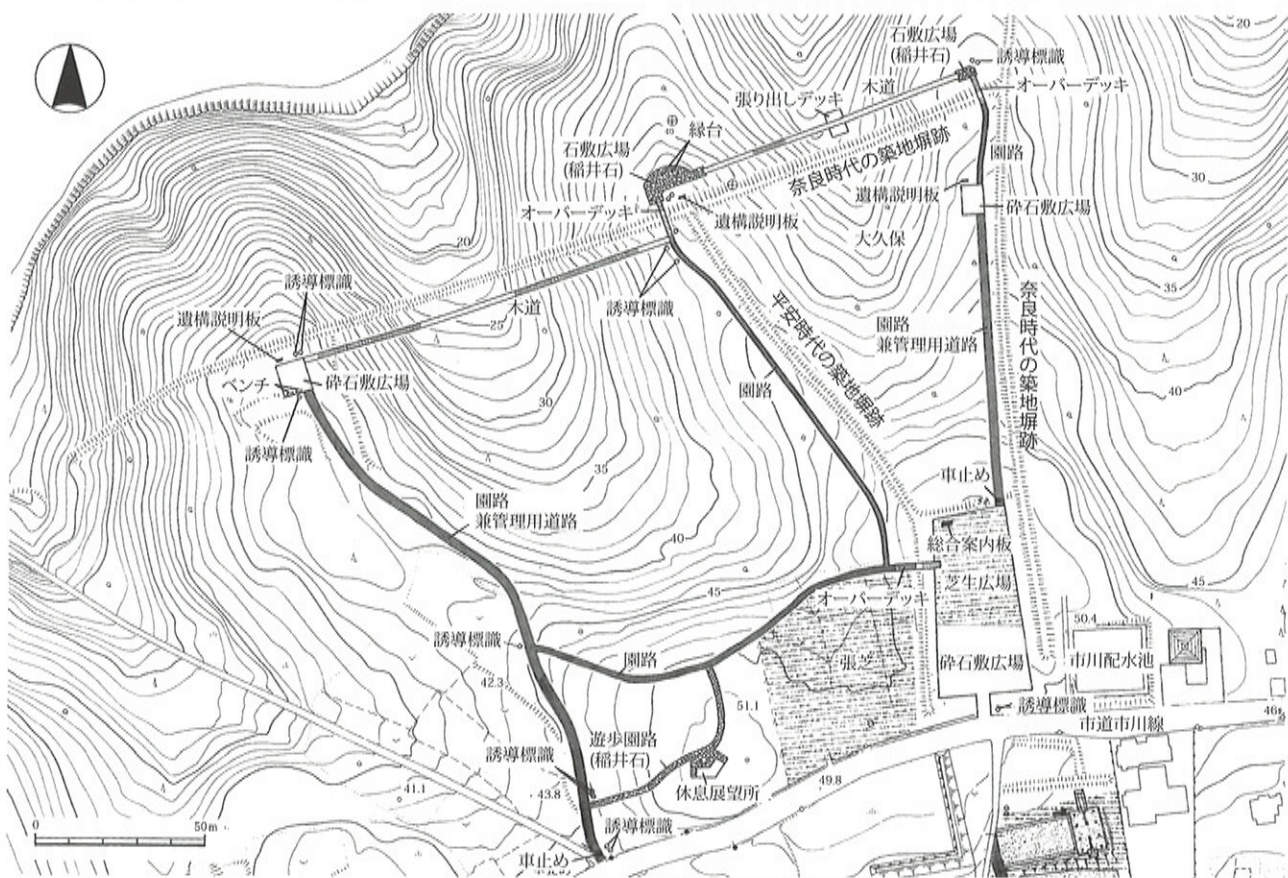


図39 外郭北辺地区東半部整備全体図



斜面に設置した木道

け、説明板や休息施設も設置した。

市道市川線の北側にある小高い場所に休息展望所を設置した。南側の大畑地区の眺望を考慮したものである。

その後、木道には湿潤な環境と基礎の不安定さのためにたわみや

腐朽が生じ、利用に危険な状態となった。したがって、平成18・19年度にこれを撤去し再整備を行っている。その際、同じ位置に園路を再設置することも検討したが、施設の管理や利用者の安全を考え断念した。代替施設として、築地堀跡の高まりと森林を観察できるデッキとベンチを設置した。北辺築地跡を跨いでいたオーバーデッキ2基は撤去し、デッキと同様な枕木部材による階段を設置した。



遠路終点の休息施設



木道の破損状況
(平成19年撮影)



休息展望所



園路終点のデッキ
(再整備)

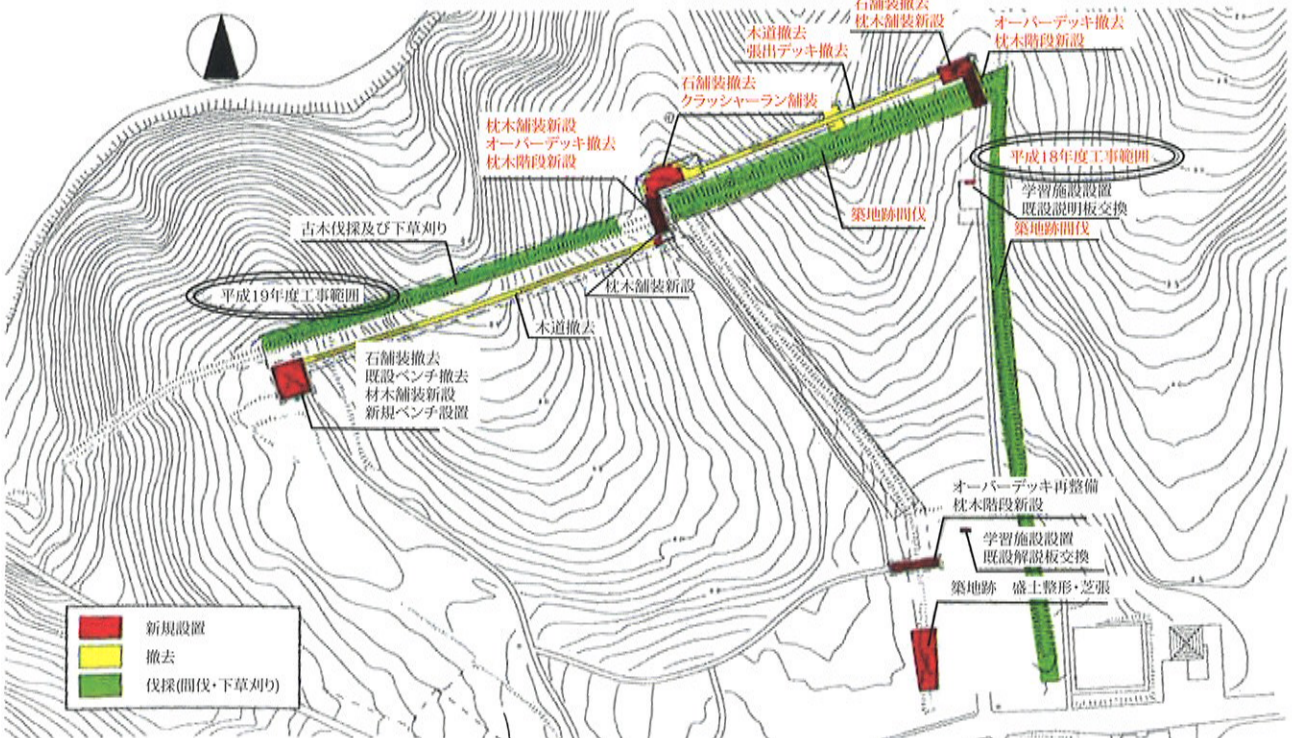


図40 外郭北辺地区東半部再整備全体図

平成 19 年度には、市道市川線の北側に遺存する平安時代の東辺築地塀跡を盛土整形して顕在化させ、大畑地区の築地塀跡・東門跡への連続性が理解できるようにした。また、築地塀跡上に設置してあったオーバーデッキの改修も行った。



盛土整形した
東辺築地
(平成 26 年撮影)



オーバー
デッキ

⑬ 山王遺跡千刈田地区

JR 東北本線陸前山王駅の北西に隣接しており、住宅と線路、駅の敷地に囲まれた環境にある。平成 6 年度から 7 年度にかけて、多賀城市が遺構の保護と環境美化のため暫定整備を実施し、園路整備、説明板と囲いの設置、建物跡や井戸跡を示す花壇の設置を行った。以後、地元住民の方々の協力のもと、様々な花が植えられ、駅や車道を利用する人々の目を楽しませている。



花壇による
建物跡の表示
(市教委提供)

⑭ 館前遺跡

遺構表示は実施していないが、多賀城市が東西の入口及び遺跡の中心部に説明板を設置している。また、平成 21 年の仙台宮城ゲスティネーションキャンペーンに伴い、国府多賀城駅からの園路を設置し、期間中には遺構の簡易表示も行った。



遺構の
簡易表示
(平成 21 年)
(市教委提供)

⑮ 柏木遺跡

周辺住民からの強い要望を受け、長期計画を一部組み替えて整備を実施した。平成 12 年度～ 16 年度の事業である。周囲が住宅地で囲まれるという社会環境を考慮し、公園的な整備も重視している。

遺構が存在する沢を中心に厚さ 80 ～ 100cm の盛土をして遺構面の保護と地形の修復を行った。これに伴い隣接道路との高低差が生じた場所には擁壁を設置した。

遺構は、製鉄炉跡 1 基・木炭窯跡 6 基・工房跡 4 棟を表示した。手法には種々の検討を加えたが、最終的には予算の事情から植栽による平面表示とせざるを得なかった。周囲は玉石で区切っているが、そ



図 41 柏木遺跡整備全体図

の後の雑草の繁茂のため遺構範囲が分かりにくくなっている。

園路を導入口から丘陵部を周遊できるよう設置した。カラー樹脂舗装で勾配をなだらかにし、東側には手すりをつけて車イス利用が可能な配慮をした。

オープンスペースの各所には中高木を植樹した。北辺には隣接住宅のプライバシー保護のために目隠しの低木を、擁壁上には緩衝域を形成するためにツツジを植栽し、西辺には車の進入を防ぐために生垣をつくった。これらの植栽は住宅地内の公園として良好な緑地景観を形成している。表示ゾーンの南側に説明板・ベンチ・管理用駐車場を設け、住宅街という立地を考慮して防犯灯を1基設置した。



全景



製鉄炉跡
表示の現況



炭窯跡の
表示



園路と
手すり

